

第5章 景観重要建造物・樹木の指定の方針

1. 景観重要建造物・樹木の指定の考え方

景観重要建造物および樹木の制度は、良好な景観形成に資する重要な建造物（建築物及び工作物）と樹木を指定し、積極的に保全するものです。ただし、すでに文化財保護法に基づき、より厳しい現状変更の規制が課せられている国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物は景観法の指定の対象とはしません。

景観重要建造物または景観重要樹木に指定しようとする場合は、あらかじめ当該建造物および樹木の所有者の意見を聴取することになっています。指定について、所有者の同意が得られた建造物および樹木は、景観審議会の意見を聞いた上で、景観法に基づく「景観重要建造物」や「景観重要樹木」として指定します。

景観重要建造物または景観重要樹木に指定されることにより、所有者には適正な管理義務が課せられます。また、現状変更については、市長の許可を得た上で行うこととなります。ただし、現状変更の規制がかかることにより生じる損失については、市から補償されます。また、相続税についても、その評価において、利用上の制限の程度に応じた適正な評価がなされます。

2. 景観重要建造物の指定の方針

道路や公共の場所から望見することができ、次のいずれかに該当するものについて、所有者の意見を聞き、同意を得た上で、景観重要建造物として指定していきます。

- 地域の自然、歴史、文化などからみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、地域の特性を表現しているもの。もしくは景観形成に良好な影響を与えているもの
- 市民に親しまれ、地域のシンボリックな存在となっているもの
- 外観が伝統的様式や技法で構成され、地域の規範になっているもの
- 街角やアイストップに位置する等、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの
- 優れた意匠・デザインを有し、建造物としての価値が高いもの
- 再び造ることができないもの
- その他、地域の良好な景観形成に貢献している建造物等

3. 景観重要樹木の指定の方針

道路や公共の場所から望見することができ、次のいずれかに該当するものについて、所有者の意見を聞き、同意を得た上で、景観重要樹木として指定していきます。

- 地域の自然、歴史、文化などからみて、樹木の外観が景観上の特徴を有し、地域の特性を表現しているもの。もしくは景観形成に良好な影響を与えているもの
- 市民に親しまれ、地域のシンボリックな存在となっているもの
- 街角やアイストップに位置する等、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの
- 品格や風格が備わり、優れた樹姿（樹高や樹形）のもの
- 社寺林や地域の骨格となる樹林などを構成する主たる樹木

第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項

1. 景観重要公共施設の指定に関する考え方

良好な景観形成を推進していく上で、行政が先導的な役割を果たすことが求められます。道路や河川、公園等の公共施設は地域景観の骨格や拠点となる重要な役割を担います。そのため、道路や河川といった公共施設の内、本市の景観形成上、大きな影響を及ぼす公共施設については、国や県等の関係機関と協議の上、景観重要公共施設として指定し、地域の景観形成にふさわしい整備を進めます。

なお、景観体験軸に設定した道路については、全て景観重要公共施設に指定候補とします。

【景観重要公共施設に位置づけることが可能な施設】

- | | |
|---------------|-----------------------|
| ○道路法による道路 | ○河川法による河川 |
| ○都市公園法による都市公園 | ○自然公園法による公園事業に係わる施設 等 |

2. 景観重要公共施設の景観形成方針

景観重要公共施設として位置づけられた施設の整備を行う際には、施設管理者との協議を行い、以下に示す景観形成方針との適合を図ることとします。また、整備にあたっては、国土交通省で事業分野別に策定されている以下のガイドラインを十分踏まえたものとします。

『景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」(案)』(平成17年/都市・地方整備局)

『道路デザイン指針(案)』(平成17年/道路局)

『河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」』(平成18年/河川局)

『砂防関係事業における景観形成ガイドライン』(平成19年/河川局)

景観重要公共施設	景観形成方針
道路	<ul style="list-style-type: none"> ●道路内の施設については路線毎に統一感のあるものとし、沿道の景観と調和したデザインなどにより沿道と一体感のある道路景観の形成を図る。 ●車道及び歩道の仕上げや交通安全施設、標識等は、交通安全上必要不可欠な機能は保持した上で、華美なデザインを避け、沿道の建築物等が映える色彩とする。 ●幹線道路の沿道に多く掲出されている屋外広告物は、路線ごとに秩序のあるものとなるよう誘導を図る。 ●工作物の素材の選択に際しては、美しい経年変化やメンテナンスを考慮する。 ●光沢や反射性のある周囲から突出するような素材・色彩の使用は最小限に留める。 ●道路に沿った水路を活かした潤いのある公共空間をつくる。 ●電線類の地中化を推進する。また、地中化に伴い設置される地上機器は、位置・色彩について配慮するとともに、周辺を植栽等によって修景する。 ●法面等の緑化にあたっては、地域性を考慮し、外来種の使用を避ける。

景観重要 公共施設	景観形成方針
<p>河川</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●その河川が本来有している自然環境の保全・創出を図る。 ●安全性を考慮しつつ、市民が身近に潤いや安らぎを感じられる親水性の高い空間の整備を行う。 ●周辺からの河川の見え方や、河川敷等からの周囲への眺望に配慮した整備を行う。 ●自然素材や伝統工法を用い、地域性が感じられる自然豊かな河川環境を創出する。 ●各河川の橋梁や、川沿いの各種施設との一体的な景観改善を行うことにより、景観軸としてより広がりを感じられる景観形成を図る。
<p>公園</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●安心・快適が感じられる景観を形成するため、ユニバーサルデザインに配慮した園路、休憩施設などの整備を推進する。 ●公園と地区とのつながりが感じられる景観を形成するため、公園の外周部の植栽や施設のデザイン等に配慮する。 ●工作物の設置にあたっては、自然素材の使用に努める。 ●素材の選択に際しては、美しい経年変化やメンテナンスを考慮する。 ●光沢や反射性のある周囲から突出するような素材・色彩の使用は、最小限に留める。 ●周辺環境やデザインに配慮した案内板等の設置を行う。

第7章 景観形成重点地区における景観計画

1. 景観形成重点地区の位置づけ

本市は広い市域を有しており、城下町らしい軒の低い町並みが保存され、伝統的な町並みが良好に保たれている八幡地区や、高原地ならではの伸びやかな景観を有するひるがの地区、白山信仰の影響を色濃く残す石徹白集落など、それぞれの地域で景観的特徴は大きく異なります。また、景観まちづくりに対する市民意識の熟度も地域によって様々です。

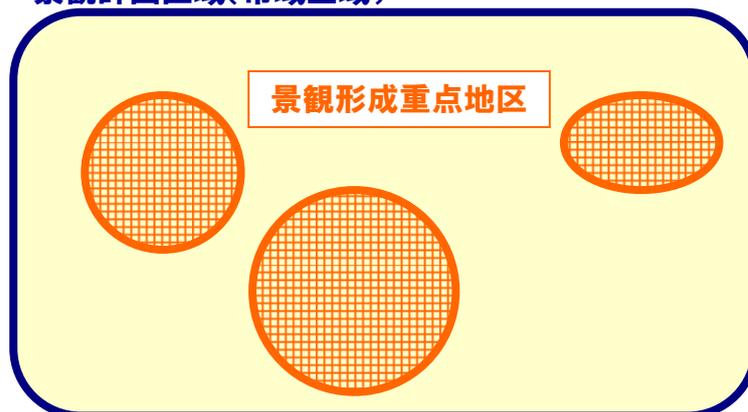
そこで、本市を代表するような特徴的な景観を有している地区や、住民自らが積極的に景観形成に取り組もうとしている地区を対象に、住民等の合意形成に基づき、より重点的に景観形成に取り組む『景観形成重点地区』として位置づけます。この景観形成重点地区では、郡上市景観計画との整合性を図りながら地区独自の景観計画を策定し、地区の特性に応じた景観形成に取り組むこととします。

なお、景観形成重点地区は、市域全域および景観体験軸沿いよりも重点的に景観形成に取り組むエリアとすることから、行為の制限に関する事項についても、より厳しい基準を設定することを前提とします。また、景観形成重点地区については、都市計画の手法を活用し、より厳しい行為の制限をかけることのできる景観地区、準景観地区に指定することも考えられます。

○景観計画区域 = 市域全域

○景観形成重点地区 = 特徴的な景観を有している地区
住民自らが積極的に景観形成に取り組む地区を指定

景観計画区域(市域全域)



- ・市域全体を景観計画区域として設定し、必要最低限の行為の制限に関する基準を設定。
- ・さらに特徴的な景観を有している地区、住民自らが積極的に景観形成に取り組む地区を景観形成重点地区として設定し、よりきめの細かい基準を設定。
- ・実際の行為の届出に対する処理の現実性を考慮しつつ、地域の実情に応じたメリハリのある景観形成を実現。

2. 景観形成重点地区の景観計画で定める内容と指定の手順

(1) 景観形成重点地区の景観計画で定める内容

景観形成重点地区における景観計画は、次に掲げる内容を定めるものとします。この内、①～④は全ての地区で定める事項（必須事項）、⑤～⑧は地区の特性に応じて定める事項（選択事項）とします。

- | |
|----------------------------|
| ①景観形成重点地区の名称 |
| ②景観計画の区域 |
| ③良好な景観の形成に関する方針 |
| ④建築・開発行為等の制限に関する事項（景観形成基準） |
| ⑤屋外広告物に関する行為の制限に関する事項 |
| ⑥景観重要建造物・樹木の指定に関する方針 |
| ⑦景観重要公共施設に関する方針 |
| ⑧その他、必要な方針 |

(2) 景観形成重点地区の指定の手順

景観形成重点地区の指定については、以下に示す内容を基本的な手順とします。また、行政は地区指定に必要な情報の提供や専門家の派遣等の支援を行います。

①準備段階

- ・景観形成重点地区の指定は、住民、市双方の発意が想定されますが、いずれの場合も住民と行政との協議の場を設け、対象地区を定めます。

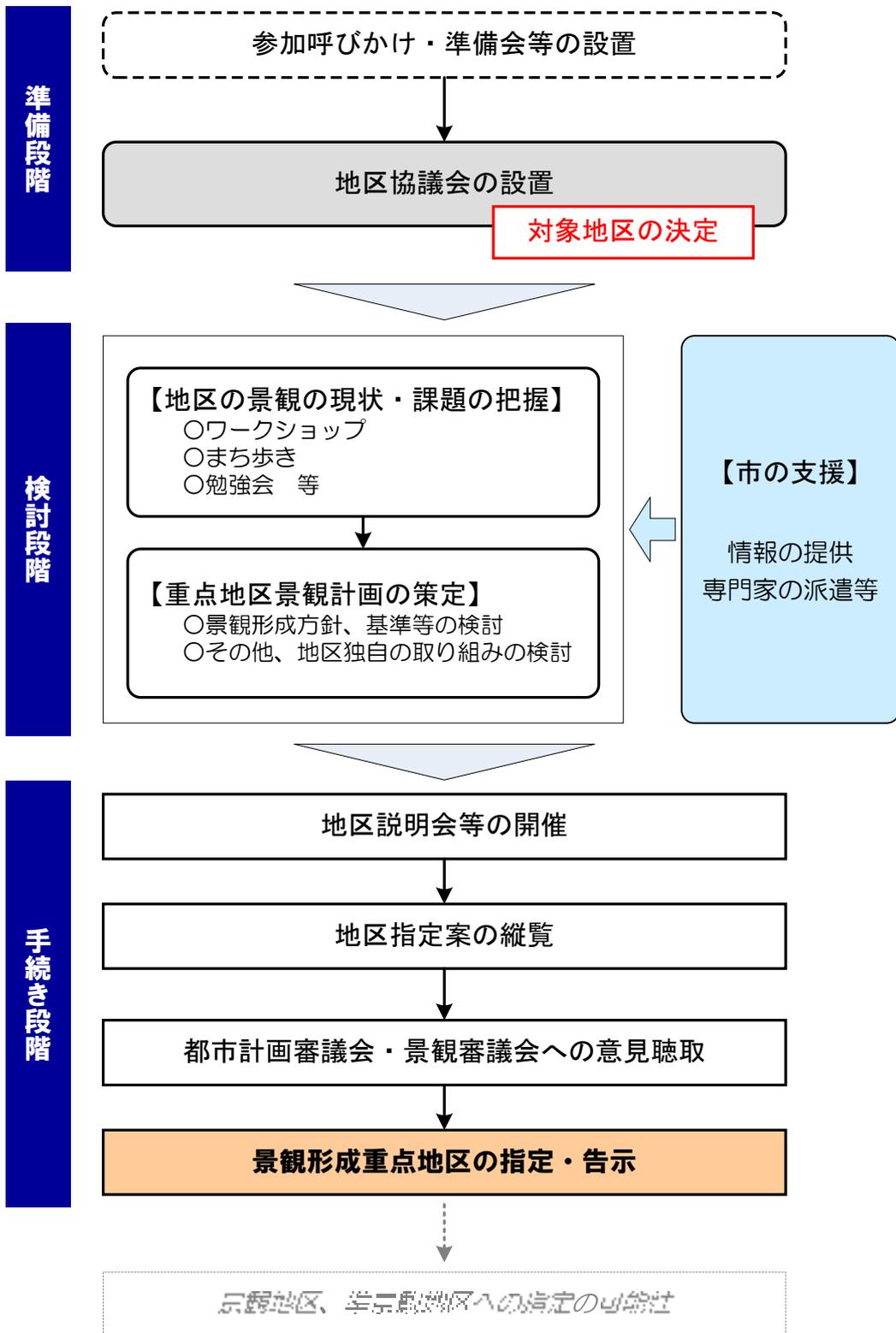
②計画策定段階

- ・地区住民を対象としたワークショップの開催やまち歩き、学習会等の活動を行いながら、景観形成の問題点や課題を整理します。
- ・問題点や課題を踏まえて、景観形成の目標や方針・基準等を検討し、地域住民等の合意形成を図ります。

③手続き段階

- ・景観計画への位置づけに際しては、対象地区内の住民等を対象とした説明会等を開催します。
- ・併せて、都市計画審議会、景観審議会への意見聴取を行います。

■ 景観形成重点地区の指定の手順



第8章 今後の進め方

今後は、本計画に定めた基準等に基づき、良好な景観の保全・形成に関わる取り組みを実施していくことになりますが、特に以下の3つを今後実施していく取り組みの“柱”として位置づけます。

1. 規制・誘導による景観の保全・形成

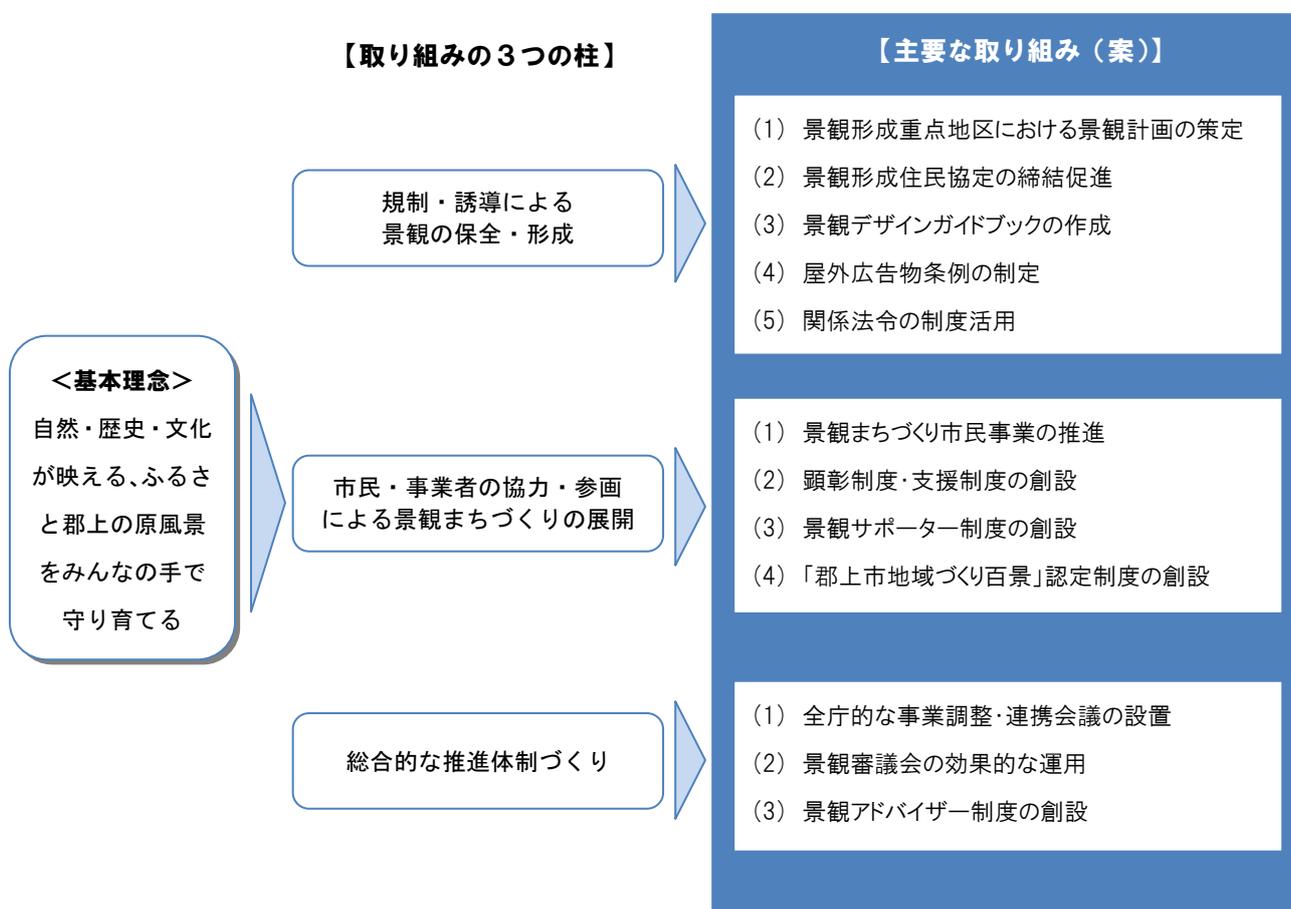
本計画に定めた基準等に基づき、景観への影響の大きい行為を適切に規制・誘導していくことはもとより、景観形成重点地区における独自の景観計画の策定、景観形成住民協定の締結促進、景観デザインガイドブックの作成、屋外広告物条例の制定、都市計画法等の関係法令の制度活用を行い、規制・誘導による景観の保全・形成を図っていきます。

2. 市民・事業者の協力・参画による景観まちづくりの展開

良好な景観の保全・形成にあたっては、市民や事業者の協力・参画が必要不可欠になります。そのため、市民・事業者の意識啓発や協力体制（パートナーシップ）を強化するような取り組みを展開していきます。

3. 総合的な推進体制づくり

良好な景観を保全・形成を実現するために、景観審議会を効果的に活用するとともに、外部の有識者等からアドバイスを受けられるような推進体制を構築します。



1. 規制誘導による景観の保全・形成

(1) 景観形成重点地区における景観計画の策定

第7章で示した景観形成重点地区の指定手順に基づき、今後、地区独自の景観計画の策定を進めます。計画の策定にあたっては、地域住民の景観行政に対する理解を得る必要があることから、できるだけ多くの住民が計画策定に参加できるような体制づくりを行い、行政と住民の協働により策定するものとします。

(2) 景観形成住民協定の締結促進

景観形成住民協定は、土地所有者等の2/3以上の合意のもと、景観形成基準を超えて、地域住民自らが地域の実情に応じたきめの細かいルールを取り決めることが可能な制度です。

景観法に基づく景観協定は、土地所有者等の全員の合意が必要となりますが、本市では同制度をより活用しやすくするために、協定の締結条件を「土地所有者等の2/3以上の合意」とし、郡上市景観条例に基づく本市独自の「景観形成住民協定」制度として運用します。本市では、市民による同制度の活用を積極的に支援します。

なお、八幡地区において既に締結されている「まちなみづくり町民協定」については、郡上市景観条例に基づく景観形成住民協定として位置づけます。

(3) 景観デザインガイドブックの作成

先に示した景観形成重点地区や景観形成住民協定を締結した地区においては、景観形成の配慮事項やポイントをビジュアル的に分かりやすく示した、普及啓発のための「景観デザインガイドブック」づくりを積極的に支援します。

(4) 屋外広告物条例の制定

景観への影響が大きい要素である屋外広告物については、今後、市独自の屋外広告物条例を制定し、色彩も含めた適正な規制・誘導を図ります。

(5) 関係法令の制度活用

景観に係る要素は多岐にわたり、良好な景観の形成を推進・誘導するためには、関係法に基づく各種制度を一体的に活用する必要があります。その中でも、景観形成に大きな影響を与える土地利用等の制限については、都市計画法の運用が必要であり、これまで都市計画区域外であった地域における準都市計画区域の指定等、都市計画制度の活用を検討します。

また、文化財保護法による「重要伝統的建造物群」の指定制度を活用した歴史的な町並みの保存、郡上市一円に広がる美しく恵まれた自然環境については「郡上市自然環境保護条例」の運用により適正な維持保全に努めます。

○都市計画法「準都市計画区域」の指定等による土地利用の適切な規制・誘導

○文化財保護法「伝統的建造物群」保護制度の活用による歴史的な町並み景観の保全・形成

○郡上市自然環境保護条例「自然環境保護地区」の指定による自然景観の保全

2. 市民・事業者の協力・参画による景観まちづくりの展開

(1) 景観まちづくり市民事業の推進

市民発意による良好な景観形成に関わる取り組みを推進するために、沿道における花の植栽や耕作放棄地における景観形成作物の栽培等、市民が主体的に実施する景観形成の取り組みを「市民協働推進事業（※）」として認定し、必要な活動支援を行います。

(2) 顕彰制度・支援制度の創設

市民や事業者による主体的、積極的な景観形成活動を促すことを目的に、本市の景観形成に寄与する優れた建築物や、良好な町並み形成に繋がる主体的、継続的な取り組みを顕彰する制度を創設します。

また、建築物の更新等による良好な景観形成を促すため、景観計画に定める基準に準拠し、良好な景観形成に寄与すると認められる建築等の行為に対する支援制度を検討します。

(3) 景観サポーター制度の創設

市民と行政とが協力して良好な景観形成を図るため、違法広告物や不法投棄等の景観を阻害する物件の監視活動や景観パトロール、景観資源の調査等の活動を行う景観サポーター制度を創設します。

(4) 「郡上市地域づくり百景」認定制度の創設

本市の良好な景観の保全・形成を力強く進め、それを地域の活性化にも繋げていくことを目的とし、「郡上市地域づくり百景」認定制度を創設します。

同制度では、地域でのまちづくりの取り組みや農林業の活性化に関わる取り組みなど、結果としてその地域の良好な景観形成に繋がるような住民主体の積極的な活動が展開され、その成果が風景として現れている地域を『郡上市地域づくり百景』として認定し、認定された地域での活動を全面的に支援することを想定します。

※市民協働推進事業

平成21年度に郡上市市民協働指針を策定し、まちづくりの基本方針である「協働と補完」の考え方を市民に浸透させ、市民と行政が共通の認識でまちづくりの推進に取り組む事業。現在、郡上市市民協働フェアによる普及活動や、まちづくり活動への補助金、市民活動団体登録制度など、総合的な市民協働事業の制度、体制を整えている。

3. 総合的な推進体制づくり

(1) 全庁的な事業調整・連携会議の設置

行政内の各部署で実施する各種事業を、本市の良好な景観の保全・形成という大きな目標の元で連携して実施していくために、全庁的な事業調整・連携会議を設置して情報の共有を図り、景観まちづくりの事業調整と連携強化に努めます。

(2) 郡上市景観審議会の効果的な運用

本市は、平成16年より景観審議会を設置し、景観に関わる案件について諮問し、答申を受けてきました。本計画策定後も、景観形成に関する重要な事項について、景観審議会でも効果的に調整・審議を行えるよう運用を図ります。

- 景観計画の変更・修正
- 景観形成重点地区の指定
- 景観計画・景観条例に基づく行為の届出に関する決定事項
- 景観重要建造物・樹木に関する指定、変更等
- その他、景観形成上重要な事項 等

(3) 景観アドバイザー制度の創設

景観計画の実効性を高め、より質の高い建築物等の誘導を図る上では、専門家等による助言が効果的になります。また、地区レベルの景観形成の推進にあたっては、専門的な助言や活動のコーディネートが必要となる場合もあります。そこで、景観に関する優れた見識を有し、本市の景観をよく知る学識経験者や専門家等を景観アドバイザーとして選任し、専門的な助言を受けられる体制づくりを行います。

- 景観計画・景観条例に基づく行為の届出の事前協議 等
- 公共施設の整備に関する助言 等
- 市民が主体となった地区レベルでの景観まちづくりに対する助言 等